

令和6年(2024年)7月2日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 意見書の取扱いについて
- 2 議員の派遣について
- 3 人権擁護委員候補者推薦に伴う区議会の意見について
- 4 所管事項継続調査について
- 5 一般質問における発言について
- 6 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 7 その他
 - (1) 令和6年第3回定例会の日程について
 - (2) 令和6年第4回定例会の日程について
 - (3) その他

資料 1

令和 6 年(2024年) 7 月 2 日

議会運営委員会資料

意見書の取扱いについて

- 地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書
- 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書
- 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書
- 教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を求める意見書

地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書（案）

第213回国会において現在審議されている「地方自治法の一部を改正する法律案」は、大規模災害や感染症などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国から自治体への補充的指示をはじめとした特例を規定するものとなっており、個別法の規定がなくとも、自治体に対して法的義務を持った指示を可能とする内容である。

補充的指示権を含む第14章の規定については、東日本大震災や新型コロナウイルスの経験を踏まえ、さらに苛烈な事態に対する的確に対処する観点から、その必要性は理解するものである。また、国と自治体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使すること、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために自治体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている点は、自治体に対し一定の配慮がされたと評価する。

一方で、平成12年の地方分権一括法によって、「対等・協力」となった国と地方の関係が損なわれる、要件や範囲が法案上必ずしも明記されていない、自治体への事前意見聴取が努力義務となっている、などの課題は未だ散見され、それらは地方分権の後退につながりかねない。

加えて、衆議院での修正で国会への事後報告が盛り込まれたものの、国会の事前関与は規定されていない。閣議決定のみで発動可能となることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すものであり、乱用が懸念される。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、地方自治の本旨を守る観点から、補充的指示権の行使など第14章の規定は、目的達成のため必要最低限度の範囲とするとともに、安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、自治体との事前協議・調整を行う運用の明確化が図られるなど、慎重な審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

中野区議会議長名

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、中野区議会は、政府及び東京都に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った聴覚補助機器等を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器等を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

総務大臣

厚生労働大臣

あて

内閣府特命担当大臣・共生社会担当

東京都知事

中野区議会議長名

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、中野区議会は、政府に対して、以下の事項について特段の取り組みを求める。

記

1 自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

2 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。

3 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

財務大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策担当）

あて

中野区議会議長名

教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を求める意見書（案）

教員の長時間労働は深刻な状況が続いている。昨年4月に国が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働などが原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がっている。

この教員不足には、1971年に公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の4%を新たに支給するなどを規定する教員給与特別措置法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）を成立させたという背景がある。残業代がなければ労働時間に無頓着になるのは明らかであり、「定額働かせ放題」と言われる状況を改善するために、残業代を適切に支給することが必要である。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　　あて

財務大臣

文部科学大臣

中野区議会議長名

資料 2

議員提出議案第 号

議員の派遣について（案）

上記の議案を提出します。

令和 6 年 7 月 日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び中野区議会会議規則第129条第1項の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 派遣目的

第62回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会に参加のため

2 派遣場所

調布市グリーンホール

3 派遣期間

令和6年8月8日

4 派遣議員

議長において決定する19人以内の議員

(提案理由)

安全で水害のない水と緑豊かな潤いあふれる生活環境を創るために、河川改修の早期完遂と内水対策の早期実現を図ることを目的とするこの総会及び大会に議員を派遣する必要がある。

資料 4

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和6年第2回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

別紙 1

議 事 日 程

令和6年(2024年)7月2日午後1時開議

日程第1

- 第50号議案 令和6年度中野区一般会計補正予算
- 第51号議案 令和6年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第52号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第53号議案 財産の処分について
- 第54号議案 和解及び損害賠償額の決定について
- 第55号議案 災害対策用備蓄物資の買入れについて
- 第56号議案 清掃車の買入れについて
- 第57号議案 中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例
- 第58号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第59号議案 中野区いじめ防止等対策推進条例の一部を改正する条例
- 第60号議案 もみじ山文化センター本館舞台照明設備改修工事請負契約
- 第61号議案 もみじ山文化センター本館エレベーター改修工事請負契約

日程第2

- 第3号陳情 災害時における同伴避難所設置の検討を求める陳情

日程第3

- 第4号陳情 中部スポーツ・コミュニティプラザの屋外運動広場にテニス用ラインの常設、及び利用料金の見直しを求める陳情書

日程第4

- 令和5年度中野区一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5

- 令和5年度中野区区政情報の公開に関する条例の運営状況について

日程第6

- 令和5年度個人情報保護に関する法律の運営状況について

日程第7

令和5年度中野区職員倫理条例の運営状況について

日程第8

法人の経営状況を説明する書類の提出について

○中野区土地開発公社

○野方駅整備株式会社

日程第9

人権擁護委員候補者推薦に伴う区議会の意見について

別紙 2

○議事の順序（令和6年7月2日）

(1) 開議

(2) 日程第1、第50号議案から第61号議案までの計12件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（第50号議案が可決となった場合、本会議を休憩し、議会運営委員会を開会する。）

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「地域における『こども誰でも通園制度』の制度拡充等を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「議員の派遣について」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

- (3) 日程第2、第3号陳情「災害時における同伴避難所設置の検討を求める陳情」
 - ※上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）
- (4) 日程第3、第4号陳情「中部スポーツ・コミュニティプラザの屋外運動広場にテニス用ラインの常設、及び利用料金の見直しを求める陳情書」
 - ※上程、委員長報告、討論、採決（項ごとに分けて採決）
 - 1項について採決（簡易）
 - 2項について採決（電子採決）
- (5) 日程第4、令和5年度中野区一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - ※理事者の報告、質疑
- (6) 日程第5、令和5年度中野区区政情報の公開に関する条例の運営状況について
- (7) 日程第6、令和5年度個人情報保護に関する法律の運営状況について
- (8) 日程第7、令和5年度中野区職員倫理条例の運営状況について
- (9) 日程第8、法人の経営状況を説明する書類の提出について
- (10) 日程第9、人権擁護委員候補者推薦に伴う区議会の意見について
 - ※候補者として推薦するに異議なしの旨の回答（簡易）
- (11) 発言取消しの留保
- (12) 陳情の継続審査（継続審査件名表）
 - ※継続審査について一括採決（簡易）
- (13) 常任委員会の所管事務継続調査（継続調査件名表）
- (14) 議会運営委員会の所管事項継続調査（継続調査件名表）
- (15) 散会・閉会

令和5年度中野区一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・都支出金	特別区債	その他	
3	総務費	令和5年度価格高騰支援給付金の追加給付	294,845,000	294,845,000	0	845,000	0	0	294,000,000
3	総務費	令和5年度価格高騰支援給付金の追加給付(対象拡充世帯等)	53,093,000	53,093,000	0	2,493,000	0	0	50,600,000
4	区民費	戸籍振り仮名法制化に係る戸籍情報総合システム改修	3,850,000	3,850,000	0	3,850,000	0	0	0
4	区民費	戸籍及び住民票等への氏名の振り仮名記載等に係る戸籍附票システム改修	5,720,000	5,720,000	0	5,720,000	0	0	0
4	区民費	戸籍及び住民票等への氏名の振り仮名記載等に係る住民情報システム改修	13,266,000	13,266,000	0	13,266,000	0	0	0
4	区民費	戸籍及び住民票等への氏名の振り仮名記載等に係るコンビニ交付システム改修	2,156,000	2,156,000	0	2,156,000	0	0	0
7	健康福祉費	中野区健康福祉総合推進計画冊子印刷	3,258,000	2,403,000	0	0	0	0	2,403,000
7	健康福祉費	障害者地域自立生活支援センター事業	530,000	530,000	0	0	0	0	530,000
7	健康福祉費	旧生活寮の法内化に向けた施設の再整備(大和町三丁目障害者施設整備)	145,901,000	145,901,000	0	0	0	0	145,901,000
7	健康福祉費	精神障害者地域生活支援センター事業	1,461,000	1,461,000	0	0	0	0	1,461,000
7	健康福祉費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	35,295,000	35,295,000	28,926,000	6,369,000	0	0	0
9	都市基盤費	道路舗装改良補修工事	58,292,000	58,292,000	58,000,000	0	0	0	292,000
10	まちづくり推進費	旧洗心寮解体工事実施設計	12,696,000	12,696,000	0	0	0	0	12,696,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・都支出金	特別区債	その他	
10	まちづくり推進費	平和の森公園周辺地区区画道路第1号 新設工事	17,550,000	17,550,000	6,000,000	0	0	0	11,550,000
10	まちづくり推進費	都市再生土地区画整理事業補助（中野 二丁目地区）	195,000,000	195,000,000	36,000,000	97,500,000	0	0	61,500,000
10	まちづくり推進費	都市再生土地区画整理事業補助（中野 三丁目地区）	640,053,000	628,574,000	256,000,000	132,600,000	0	0	239,974,000
10	まちづくり推進費	都市再生土地区画整理事業補助等（中 野四丁目新北口駅前地区）	55,150,000	55,150,000	10,000,000	41,363,000	0	0	3,787,000
10	まちづくり推進費	市街地再開発事業補助等（困町東地 区）	1,180,600,000	1,180,600,000	0	590,300,000	0	0	590,300,000
10	まちづくり推進費	中野駅西口広場・デッキ整備（西側南 北通路部分）	9,972,000	9,972,000	7,000,000	0	0	0	2,972,000
10	まちづくり推進費	中野駅新北口駅前広場実施設計	11,003,000	11,003,000	0	0	0	0	11,003,000
10	まちづくり推進費	補助223号線修正設計	12,700,000	12,700,000	12,000,000	0	0	0	700,000
合 計			2,752,391,000	2,740,057,000	413,926,000	896,462,000	0	0	1,429,669,000

令和6年6月13日提出

中野区長 酒井直人

資料 6

令和 6 年第 2 回定例会

陳情 継続 審査 件名 表

《建設委員会付託》

第 5 号陳情 区内鉄道各駅周辺に路上喫煙禁止地区の指定を求める陳情

《子ども文教委員会付託》

(5) 第 10 号陳情 中野区職員の管理上望ましくない不公平・不公正な対応の是正を求める陳情書

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 6 年第 2 回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 シティプロモーション及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

第2回定例会一般質問時間一覧

参 考
令和6年(2024年)6月17日現在

会派等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 2時間45分	165	森 たかゆき	45		49	-4	0
		杉山 司	30	26	30	-4	
		細野 かよこ	30	26	27	-1	
		河合 りな	30	29	30	-1	
		間 ひとみ	30	29	29	0	
自由民主党議員団 2時間	120	加藤 たくま	30		29	1	0
		山内 あきひろ	30	31	22	9	
		大内 しんご	25	34	28	6	
		武井 まさき	20	26	21	5	
		伊藤 正信	15	20	20	0	
公明党議員団 2時間	120	小林 ぜんいち	40		42	-2	1
		平山 英明	40	38	39	-1	
		久保 りか	40	39	38	1	
日本共産党議員団 1時間15分	75	羽鳥 だいすけ	38		39	-1	0
		いさ 哲郎	37	36	36	0	
都民ファーストの会中野区議団 45分	45	大沢 ひろゆき	30		22	8	9
		黒沢 ゆか	15	23	14	9	
無所属 15分	15	むとう 有子	15		14	1	1
無所属 15分	15	石坂 わたる	15		15	0	0
無所属 15分	15	小宮山 たかし	15		13	2	2
無所属 15分	15	吉田 康一郎	15		14	1	1
無所属 15分	15	立石 りお	15		13	2	2
無所属 15分	15	斉藤 けいた	15		12	3	3
無所属 15分	15	井関 源二	15		15	0	0
合計(10時間30分)	630	24人	630		611		19

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

令和6年 第3回定例会日程表（案）

<会期42日間 9月10日～10月21日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	27日	火		1 議会運営委員会
	28日	水		
	29日	木		
	30日	金		5 請願・陳情締切
	31日	土		
9月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火		1 議会運営委員会
	4日	水		5 一般質問通告締切
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	11日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	13日	金		
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	敬 老 の 日	
	17日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	18日	水	決 算 検 討 日	
	19日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	20日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日	秋 分 の 日	
	23日	月		
	24日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	25日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	木		1 決算分科会
	27日	金		1 決算分科会
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月		1 決算分科会
10月	1日	火	（ 事 務 整 理 日 ） 5 請願・陳情締切	
	2日	水	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	金		
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 常任委員会
	8日	火		1 常任委員会
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		
	11日	金		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	15日	火		1 特別委員会（危機管理特）
	16日	水		1 特別委員会（少子化特）
	17日	木		
	18日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和6年 第4回定例会日程表（第1案）

<会期16日間 11月26日～12月11日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	12日	火		1 議会運営委員会
	13日	水		
	14日	木		
	15日	金		5 請願・陳情締切
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月		
	19日	火		1 議会運営委員会
	20日	水		5 一般質問通告締切
	21日	木		
	22日	金		
	23日	土	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	日		
	25日	月		
	26日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	27日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	28日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	29日	金		
	30日	土		
12月	1日	日		
	2日	月		1 常任委員会
	3日	火		1 常任委員会
	4日	水		1 常任委員会
	5日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	6日	金		1 特別委員会（危機管理特）
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		1 特別委員会（少子化特）
	10日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
	11日	水	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和6年 第4回定例会日程表（第2案）

<会期16日間 11月27日～12月12日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	13日	水		1 議会運営委員会
	14日	木		
	15日	金		
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月		5 請願・陳情締切
	19日	火		
	20日	水		1 議会運営委員会
	21日	木		5 一般質問通告締切
	22日	金		
	23日	土	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	日		
	25日	月		
	26日	火		
	27日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	28日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	29日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	30日	土		
12月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火		1 常任委員会
	4日	水		1 常任委員会
	5日	木		1 常任委員会
	6日	金		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		1 特別委員会(危機管理特)
	10日	火		1 特別委員会(少子化特)
	11日	水	(事 務 整 理 日)	
	12日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書（案）

第213回国会において審議された「地方自治法の一部を改正する法律案」は、大規模災害や感染症などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国から自治体への補充的指示をはじめとした特例を規定するものとなっており、個別法の規定がなくとも、自治体に対して法的義務を持った指示を可能とする内容である。

補充的指示権を含む第14章の規定については、東日本大震災や新型コロナウイルスの経験を踏まえ、さらに苛烈な事態に対する的確に対処する観点から、その必要性は理解するものである。また、国と自治体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使すること、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために自治体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている点は、自治体に対し一定の配慮がされたと評価する。

一方で、平成12年の地方分権一括法によって、「対等・協力」となった国と地方の関係が損なわれる、要件や範囲が法案上必ずしも明記されていない、自治体への事前意見聴取が努力義務となっている、などの課題は未だ散見され、それらは地方分権の後退につながりかねない。

加えて、衆議院での修正で国会への事後報告が盛り込まれたものの、国会の事前関与は規定されていない。閣議決定のみで発動可能となることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すものであり、乱用が懸念される。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、補充的指示権の行使など第14章の規定は、目的達成のための必要最小限度の範囲とするとともに、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、自治体との事前協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

中野区議会議長名

教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を求める意見書（案）

教員の長時間労働は深刻な状況が続いている。昨年4月に国が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働などが原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がっている。

この教員不足には、1971年に公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の4%を新たに支給するなどを規定する教員給与特別措置法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）を成立させたという背景がある。残業代がなければ労働時間に無頓着になるのは明らかであり、「定額働かせ放題」と言われる状況を改善するために、残業代を適切に支給することが必要である。また、この法律は私立学校の教員には適用されないものの、準用されて時間外手当が支払われない場合も少なくない。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　　あて

財務大臣

文部科学大臣

中野区議会議長名